

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件五件 四四九
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 四五〇
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件 四五〇
- 保安林の指定施業要件を変更する件 四五〇
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件二件 四五〇
- 道路の区域を変更する件二件 四五〇
- 道路の供用を開始する件 四五〇
- 公 告
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件二件 四五三
- 肥料の登録の有効期間を更新した件 四五三
- 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 四五三

告 示

福島県告示第四百六十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年七月二十二日から同年八月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年七月二十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

カワチ薬品安積店 福島県郡山市安積町荒井字雁股八番百一ほか

二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百七十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年七月二十二日から同年八月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び二本松市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年七月二十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイシア安達店 福島県二本松市油井字福岡百四十番地一ほか

二 法第八条第一項の規定により二本松市から聴取した意見の概要

意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百七十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年七月二十二日から同年八月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年七月二十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

カワチ薬品白河東店 福島県白河市中田二十三番一ほか

二 法第八条第一項の規定により白河市から聴取した意見の概要

意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百七十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年七月二十二日から同年八月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年七月二十二日

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 カワチ薬品湯本店 福島県いわき市常磐西郷町字落合四十一番地ほか

二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
 意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百七十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年七月二十二日から同年八月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び矢吹町産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年七月二十二日

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 カワチ薬品矢吹店 福島県西白河郡矢吹町八幡町四百三十四番一ほか

二 法第八条第一項の規定により矢吹町から聴取した意見の概要
 意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百七十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、会津北郡土地改良区から平成二十八年七月六日付けで申請のあった定款の変更について、同月十三日認可した。

平成二十八年七月二十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄
 (農村計画課)

福島県告示第四百七十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十八年七月二十二日

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 いわき市岩間町輪山七の一、七の三、瀬戸町入瀬戸四八の五、九九の三、九九の四、一〇〇の三、一〇一の三、一〇九(次の図に示す部分に限る。)、山玉町膳棚七二、六三の一、六三の二

福島県知事 内 堀 雅 雄

2 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は択伐による。
 輪山七の一、七の三、膳棚七二(次の図に示す部分に限る。)、六三の一、六三の二

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
 (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市瀬戸町入瀬戸一〇二の三、三沢町大久保六七の二、六八の三、七〇の三、七一の二、九四の五、山田町ノ作二五の一、二五の二

2 保安林として指定された目的
 土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。
 (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (一) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第四百七十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年七月二十二日

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 いわき市大久町大久字かしの花六五の一、六五の五五から六五の七三まで、六五の七七、六五の七八

二 保安林として指定された目的

福島県知事 内 堀 雅 雄

土砂の流出の防備
三 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第四百七十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を泉崎村役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十八年七月二十二日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名
 - 鈴木利平、丹沢清、田崎チエ、大沢武夫、田崎智良、穂積英智、田崎和夫、田崎昭、穂積静、藤田弥藏、藤田タケ、北沢沢二、駒橋清寿、井上重男、木戸周太郎、芳賀セイ、北沢元正、北沢刃太郎、田崎長吉、田崎明、岡部忠、兼子ハル、佐川友三郎、田崎好、田崎久吉、田崎延男、佐川健一、佐川久夫、田崎京二、横野興作
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件(平成二十八年福島県告示第三百四十七号)によること。
 - 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第四百七十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十八年七月二十二日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名
 - 住友大阪セメント株式会社
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件(平成二十八年福島県告示第四百一十一号)によること。
 - 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第四百七十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所平成二十八年七月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月二十二日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一一四号	伊達郡川俣町大字山木屋字大洪一七番二地先から	変更前 変更後	七・二〇 一六・二	七五四・五 七五四・五
	同 郡同 町大字山木屋字小塚二一番三地先まで	変更後	一一・三〇 三二・八	七五四・五

(道路計画課)

福島県告示第四百八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に
ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路
計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十八年七月二十二日から二週間一般の縦覧
に供する。

平成二十八年七月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 四五九号	耶麻郡西会津町群岡字 蟹沢乙一〇七三番一地 先から 同 郡同 町群岡字 蟹沢乙一〇七三番一地 先まで	変更前 変更後	六・〇〇 九・〇〇 六・〇〇 一〇・二	七六・五 七六・五

(道路計画課)

福島県告示第四百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の
供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方
建設事務所で平成二十八年七月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道塩川山都線	喜多方市慶徳町山科字泡ノ巻四八 一―番五地先から 河沼郡会津坂下町大字長井字新田 東四四五番二地先まで	平成二十八年七月二二日

(道路計画課)

公 告

公告第九十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非
営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十八年七月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年六月七日
- 二 名称
特定非営利活動法人陽だまりの道
- 三 代表者の氏名
齋藤 ひとみ
- 四 主たる事務所の所在地
福島県福島市南矢野目字高田後一番地の九
- 五 定款に記載された目的
この法人は、「福島県内の高齢者及び障害を持つすべての人々」に対して、「自立した生活の支援」に関する事業を行い、もって地域の社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非
営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十八年七月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年六月三十日
- 二 名称
特定非営利活動法人いざかサポーターズクラブ
- 三 代表者の氏名
佐藤 耕平
- 四 主たる事務所の所在地
福島県福島市飯坂町字湯沢二十六番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、飯坂地区の住民・個人事業者と飯坂温泉を訪れる多くの人々に感動を
与えるため、市民・企業・行政等との情報の共有化を通じ、歴史・文化・自然・景観・

芸術・スポーツ等の保全や育成を図り、まちづくりに関わる情報の収集・提供、調査・研究、企画・運営、普及・啓発事業を行い、観光資源を後世に守り伝え、地域の特性を生かした観光とまちづくりによるコミュニティ空間の形成を行い地域活性化に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百一十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。

平成二十八年七月二十二日

福島県知事 内堀 雅 雄

登録番号 (福島県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)		その他の規格	氏名又は名称	住所	更新した登録の有効期限
			アルカリ分					
2	炭酸カルシウム肥料	53.0炭酸カルシウム肥料	53.0		その他の制限事項および公定規格のとおり。	旭鉦木株式会社	東京都台東区上野桜木一丁目13番2号	平成34年7月31日

(農業総合センター)

公告第二百一十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

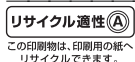
平成二十八年七月二十二日

福島県知事 内堀 雅 雄

土地改良区の名称	土地改良区
鮫川堰土地改良区	鮫川堰土地改良区
退任した役員	氏名
氏名	住所
岩並 貞雄	いわき市常磐岩ヶ岡町山ノ根八番地
小野 和通	市渡辺町泉田字沢田八六番地
高萩 洋一郎	市小名浜住吉字林崎三五番地
山崎 喜榮	市泉町滝尻字南坪六三番地

同	佐坂 邦彦	同	市遠野町滝字川原一〇番地
同	高木 甚一	同	市江畑町小堰場一〇四番地の二
同	若松 孝臣	同	市渡辺町松小屋字八郎次二八番地
同	國井 祐太郎	同	市常磐馬玉町入ノ作一〇五番地
同	小野 亨	同	市渡辺町田部字初田五番地
同	森 齊	同	市岩間町天神前一番地の四五
就任した役員	氏名	住所	
岩並 貞雄	いわき市常磐岩ヶ岡町山ノ根八番地		
佐坂 邦彦	市遠野町滝字川原一〇番地		
高木 甚一	市江畑町小堰場一〇四番地の二		
松崎 緑郎	市小名浜住吉字大町一一番地		
高木 真一	市渡辺町洞字永畑三四番地		
草野 孝一	市渡辺町田部字渡部二九番地の一		
國井 祐太郎	市常磐馬玉町入ノ作一〇五番地		
高木 保善	市渡辺町松小屋字下平四番地の一		

(農村計画課)



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,500円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一 印刷